新型コロナウイルスの感染拡大に伴う 相模原市営簡易水道料金の減額について

本市では、新型コロナウイルス感染症の感染防止にあたり、手洗い等の徹底を支援するため、簡易水道料金の減額を実施します。

1 対 象 者 葛原及び牧野中央簡易水道(藤野地区)の使用者

(定額料金制の青根簡易水道は除く)

*対象件数(令和2年5月1日現在) 590件

2 減額の内容 水道料金を10%減額する。

例) 一般家庭の場合(1か月20m³使用した場合) 減額前 2,690円(税込) 減額後 2,421円(税込)

3 適 用 期 間 令和2年度 1期分及び2期分(4か月分)

1期分 4・5月分(納期限:6月30日) 2期分 6・7月分(納期限:8月31日)

4 手 続 減額のための手続きは一切不要です。

5 担 当 窓 口 道路部 津久井土木事務所 簡易水道班

6 周 知 方 法 市ホームページへ掲載 検針時に各戸へお知らせチラシをポスティング 使用料のお知らせ通知に同封(郵送)

【問合せ先】

相模原市道路部津久井土木事務所 直 通 電 話 042-780-1419 対応責任者氏名 渡邉 建太郎